

1201 品目分類の概要

我が国の関税率表（関税率法の別表）は、通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づいています。このHS条約は、1988年1月から発効しており、令和7年4月現在で日本をはじめ161カ国・地域が加盟しています。HS条約の附属書は通称「HS品目表」と呼ばれており、あらゆる商品を組織的・体系的に分類しています。

我が国の関税率表は、HS品目表を必要に応じて、更に細分して作られています。

輸入商品の分類は、この関税率表に基づいて行われ、項、号及び関税率表上の細分というように大分類から小分類へと体系的に行われます。

輸入商品を関税率表の該当する箇所に当てはめる作業を品目分類（又は関税分類）と呼びます。

関税率表の各区分には番号が付されています。4桁及び6桁の番号は、HS品目表で定められたものであることから、HSコード又はHS番号と呼ばれます。

我が国の輸入申告では、6桁の番号に3桁の番号を加えた統計品目番号が用いられています。

（参考）品目分類の事例

りんごを例にみますと

0 8	・・・類
0 8 0 8	・・・項
0 8 0 8. 1 0	・・・号
0 8 0 8. 1 0 – 0 0 0	・・・統計品目番号

（注）HSは、「Harmonized Commodity Description and Coding System」の略称です。

HS条約締約国等 161カ国・地域

HS適用国（含HS条約締約国）等 212カ国・地域
(令和7年5月現在)

品目分類に関する詳細は、以下のアドレスをご覧ください。

https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/item_classification.htm